

不利益処分の内容	補助金の返還請求		
根拠法令及び条項	鳥取市農業後継者養成奨学補助金交付規則第 5 条		
担 当 課	農業振興課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	規則第 5 条各号に該当する事実が判明し、確認した場合に行う。		

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例第 9 条		
担 当 課	農業振興課	処分権者	市長又は指定管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	<p>条例第 9 条各号に掲げる要件に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>具体的には、個々のケースにより判断することになるが、次のいずれかに該当する場合は、使用の許可の取消しを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第 5 条に規定する使用許可の基準又は条例第 11 条に規定する行為の制限に違反したとき。 2 許可の条件に違反したとき。 3 農産物加工等施設の維持保全、保安、防火、防災等を確保するために管理上不相当と認めたととき。 4 食品衛生法の趣旨に反する行為と認められるとき。 		
	変更日 平成 21 年 1 月 1 日		

農林 1 - 3

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例第 11 条第 2 項		
担 当 課	農業振興課	処分権者	市長又は指定管理者
設 定 日	平成 18 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
<p>農産物加工等施設の行為の中止命令等は、条例第 11 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 11 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第 11 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、農産物加工等施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</p>			

農林 1 - 4

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市食文化体験施設万葉の館の設置及び管理に関する条例第 8 条		
担 当 課	農業振興課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
<p>万葉の館の使用の許可の取消し等は、条例第 8 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第 8 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第 8 条第 4 号に該当する場合は、万葉の館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。</p>			
変更日 平成 21 年 1 月 1 日			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市食文化体験施設万葉の館の設置及び管理に関する条例第9条第2項		
担 当 課	農業振興課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成16年11月1日		
処 分 基 準 <p>万葉の館における行為の中止命令等は、条例第9条第1項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第9条第1項第1号から第3号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第9条第1項第4号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めるときに、必要な範囲内において行う。 3 条例第9条第1項第5号に掲げる行為にあつては、万葉の館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めるときに、必要な範囲内において行う。 <p style="text-align: right;">変更日 平成21年1月1日</p>			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市青谷町特産物加工販売施設の設置及び管理に関する条例第6条第2項		
担 当 課	農業振興課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成16年11月1日		
処 分 基 準 <p>加工販売施設における行為の中止命令等は、条例第6条第1項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第6条第1項第1号から第3号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第6条第1項第4号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めるときに、必要な範囲内において行う。 3 条例第6条第1項第5号に掲げる行為にあつては、加工販売施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めるときに、必要な範囲内において行う。 <p style="text-align: right;">変更日 平成21年1月1日</p>			

農林 1 - 7

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市農産物集出荷作業場の設置及び管理に関する条例第 6 条		
担 当 課	農業振興課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>作業場の使用の許可の取消し等は、条例第 6 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第 6 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第 6 条第 4 号に該当する場合は、作業場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたとときに必要な範囲内において行う。</p>			

農林 1 - 8

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市農産物集出荷作業場の設置及び管理に関する条例第 7 条第 2 項		
担 当 課	農業振興課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>作業場における行為の中止命令等は、条例第 7 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 7 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたとときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、作業場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたとときに、必要な範囲内において行う。</p>			

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市就業改善センターの設置及び管理に関する条例第 8 条		
担 当 課	農業振興課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 使用の許可の取消し等は、条例第 8 条各号に該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第 8 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 8 条第 4 号に該当する場合は、センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。 			
変更日 平成 12 年 4 月 1 日			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市就業改善センターの設置及び管理に関する条例第 9 条第 2 項		
担 当 課	農業振興課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 行為の中止命令等は、条例第 9 条第 1 項各号に掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第 9 条第 1 号から第 5 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 9 条第 6 号に掲げる行為にあつては、センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。 			

農林 1 - 11

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例第 6 条		
担 当 課	農業振興課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>活性化施設の使用の許可の取消し等は、条例第 6 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第 6 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第 6 条第 4 号に該当する場合は、活性化施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。</p>			

農林 1 - 12

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例第 7 条第 2 項		
担 当 課	農業振興課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>活性化施設における行為の中止命令等は、条例第 7 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 7 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、活性化施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</p>			

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市新規就農者技術習得施設の設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	農業振興課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 19 年 12 月 1 日		
処 分 基 準 支援施設の使用の許可の取消し等は、条例第 10 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 第 10 条第 1 号から第 3 号までに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 第 10 条第 4 号に該当する場合は、支援施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市新規就農者技術習得施設の設置及び管理に関する条例第 11 条第 2 項		
担 当 課	農業振興課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 19 年 12 月 1 日		
処 分 基 準 支援施設の行為の中止命令等は、条例第 11 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 条例第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 11 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めるときに、必要な範囲内において行う。 3 条例第 11 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、支援施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めるときに、必要な範囲内において行う。			

農林 1 - 15

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市青谷町いかり原牧場の設置及び管理に関する条例第 9 条		
担 当 課	農業振興課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>牧場の使用の許可の取消し等は、条例第 9 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第 9 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第 9 条第 4 号に該当する場合は、牧場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。</p>			
変更日 平成 21 年 1 月 1 日			

農林 1 - 16

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市鹿野そば道場の設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	農業振興課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>鹿野そば道場の利用の許可の取消し等は、条例第 10 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第 10 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第 10 条第 4 号に該当する場合は、鹿野そば道場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。</p>			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市鹿野そば道場の設置及び管理に関する条例第 11 条第 2 項		
担 当 課	農業振興課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準 鹿野そば道場における行為の中止命令等は、条例第 11 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 11 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めるときに、必要な範囲内において行う。 3 条例第 11 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、鹿野そば道場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めるときに、必要な範囲内において行う。 			

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市鹿野おもしろ市場の設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	農業振興課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準 鹿野おもしろ市場の利用の許可の取消し等は、条例第 10 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> 1 第 10 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 第 10 条第 4 号に該当する場合は、鹿野おもしろ市場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めるときに必要な範囲内において行う。 			

農林 1 - 19

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市鹿野おもしろ市場の設置及び管理に関する条例第 11 条第 2 項		
担 当 課	農業振興課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
<p>鹿野おもしろ市場における行為の中止命令等は、条例第 11 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 11 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第 11 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、鹿野おもしろ市場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</p>			

農林 1 - 20

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市鹿野ふるさと加工所の設置及び管理に関する条例第 8 条		
担 当 課	農業振興課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
<p>鹿野ふるさと加工所の利用の許可の取消し等は、条例第 8 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第 8 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第 8 条第 4 号に該当する場合は、鹿野ふるさと加工所の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。</p>			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市鹿野ふるさと加工所の設置及び管理に関する条例第9条第2項		
担当課	農業振興課	処分権者	指定管理者
設定日	平成16年11月1日		
処 分 基 準 鹿野ふるさと加工所における行為の中止命令等は、条例第9条第1項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第9条第1項第1号から第3号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第9条第1項第4号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めるときに、必要な範囲内において行う。 3 条例第9条第1項第5号に掲げる行為にあつては、鹿野ふるさと加工所の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めるときに、必要な範囲内において行う。 			

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市かちべ伝承館の設置及び管理に関する条例第10条		
担当課	農業振興課	処分権者	指定管理者
設定日	平成16年11月1日		
処 分 基 準 かちべ伝承館の利用の許可の取消し等は、条例第10条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> 1 第10条第1号、第2号又は第3号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 第10条第4号に該当する場合は、かちべ伝承館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めるときに必要な範囲内において行う。 			

農林 1-23

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市かちべ伝承館の設置及び管理に関する条例第 11 条第 2 項		
担 当 課	農業振興課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>かちべ伝承館における行為の中止命令等は、条例第 11 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 11 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めるときに、必要な範囲内において行う。 3 条例第 H 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、かちべ伝承館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めるときに、必要な範囲内において行う。 			

農林 1-24

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市飯盛山荘の設置及び管理に関する条例第 11 条		
担 当 課	農業振興課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>飯盛山荘の利用の許可の取消し等は、条例第 11 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 11 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 第 11 条第 4 号に該当する場合は、飯盛山荘の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めるときに必要な範囲内において行う。 			
<p>変更日 平成 21 年 1 月 1 日</p>			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市飯盛山荘の設置及び管理に関する条例第 12 条第 2 項		
担 当 課	農業振興課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
<p>飯盛山荘における行為の中止命令等は、条例第 12 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 12 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 12 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第 12 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、飯盛山荘の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</p>			
変更日 平成 21 年 1 月 1 日			

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市神戸ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	農業振興課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 11 年 1 月 6 日		
処 分 基 準			
<p>センターの利用の許可の取消し等は、条例第 10 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第 10 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第 10 条第 4 号に該当する場合は、センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。</p>			
変更日 平成 21 年 1 月 1 日			

農林 1-27

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市神戸ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第 11 条第 2 項		
担 当 課	農業振興課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>センターにおける行為の中止命令等は、条例第 11 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 11 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 11 条第 1 項第 6 号に掲げる行為にあつては、センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 21 年 1 月 1 日</p>			

農林 1-28

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取クレ射撃場の設置及び管理に関する条例第 9 条		
担 当 課	農業振興課	処分権者	市長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>クレ射撃場の使用の許可の取消し等は、条例第 9 条各号のいずれかに該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 9 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 9 条第 4 号に該当する場合は、クレ射撃場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</p>			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取クレー射撃場の設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項		
担 当 課	農業振興課	処分権者	市長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 クレー射撃場における行為の中止命令等は、条例第 10 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、当該行為の故意又は悪意の有無及びその程度、他の利用者の安全に及ぼす影響の程度その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱する行為であると認めるときに、必要な範囲内において行う。 3 条例第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、クレー射撃場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めるときに、必要な範囲内において行う。 			